

令和5年第7回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和5年7月28日（金）9時30分開始
- 2 会場 大竹市役所3階大会議室
- 3 出席及び欠席委員
- | | | |
|-----|------|----|
| 教育長 | 小西啓二 | 出席 |
| 1番 | 池田良枝 | 出席 |
| 2番 | 中田美穂 | 出席 |
| 3番 | 小城和之 | 出席 |
| 4番 | 市川洋 | 出席 |
- 4 出席職員
- | | |
|--------|------|
| 総務学事課長 | 貞盛倫子 |
| 総務学事課 | 重安千陽 |
| | 横峰路子 |
| | 岡村篤子 |
| | 大庭史善 |
| 生涯学習課長 | 川村恭彦 |
| 生涯学習課 | 新畑房恵 |
| | 武田宜裕 |

.....
【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和5年第7回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、市川委員を指名します。

本日の日程に入る前に、令和5年第6回大竹市教育委員会で議決を受けた、「議案第13号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について」「議案第14号 大竹市指定重要文化財の指定について」の2つの議案について生涯学習課より補足説明をします。

事務局 第6回大竹市教育委員会議に関する追加資料について説明します。議案第13号の大竹市青少年問題協議会委員の委嘱についてです。令和4年度の委員会の開催数及び内容について説明します。

開催数は1回でした。令和5年3月10日です。内容については、大竹警察署からの少年補導の状況報告、総務学事課より学校の状況報告、そして生涯学習課より青少年育成事業及び青少年育成センターの活動報告、その他、各団体機関の活動報告、発達障害児の対応について報告がありました。

次に、議案第14号、大竹市指定重要文化財の指定についてです。谷和神楽団の年齢構成について、10代5人、20代3人、30代2人、40代2人、50代1人、60代1人、70代4人の合計18人で、各年齢層に広く分布している状況です。10代の5人は子ども神楽の出身者です。

小西教育長 以上で、補足説明を終わります。
これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」会期は、7月28日一日限りとします。これに異議ありませんか。
委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第15号 大竹市自然の家やさか設置及び管理条例施行規則の一部改正について

小西教育長 日程第2「議案第15号 大竹市自然の家やさか設置及び管理条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本規則は、児童生徒等を中心にした集団宿泊で、豊かな自然環境のもとに教育活動の促進を図ることを目的とする大竹市自然の家やさかの設置及び管理運営に関する必要な事項を定めた大竹市自然の家やさか設置及び管理条例に規定するもの以外に必要な事項を定めたものであり、この度の議案は、本規則の一部を改正するものです。

改正内容の1点目は、規則第3条の休館日に関する規定の改正です。現行では、休館日を「12月28日から翌年1月4日まで」と規定していますが、これにただし書きとして、管理者が必要と認めた場合に限り、休館日を変更し、又は臨時に休館することができることとする規定を加えるものです。

その主な理由としては、自然の家やさかが、山間部に立地する関係上、大雨時などに土砂災害等の発生が懸念されることから、利用者及び職員の安全確保のため、気象状況等を理由とした臨時休館ができるようにするなど、管理者の判断による対応が可能となるようにするものです。

2点目は、規則第4条の施設を使用できる者に関する規定の改正です。現行では、「児童、生徒及び学生」、「青少年及び青少年の指導者」、「その他管理者が適当と認める者」のいずれかに該当する、5名以上の団体と規定していますが、このうち「児童、生徒及び学生」については、実際は当該児童、生徒及び学生の指導者の同伴が必要となることから、規則において明確に規定がなかったことから、「児童、生徒、学生及びこれらの指導者」と明記するものです。

また、5名以上という人数の規定ですが、これまで、5名未満の団体からの利用希望の問い合わせもあることから、施設の利用促進の観点から、管理者が適当と認めた場合に限り、5名未満の団体でも使用可能とするものです。

最後に、本規則の附則ですが、本規則の施行期日は公布の日としています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 これまでは児童、生徒及び学生だけでも宿泊が可能だったのか。まず、これが1点と、これらを指導するものの同伴を必要であるという旨を明記すると、これで、明記になっているのか。必ず同伴が必要であるというふうに読めない。私は、児童、生徒、学生だけではなくその指導者もいいですよと、この文章だけでは見えてしまって、必要であるという旨の明記になるのか。また、必要であるというふうには考えていないのか。教えて下さい。

事務局 これまで、児童、生徒、学生のみでの宿泊は認めていませんでした。規則の

中で明確にうたわれてないということがありましたので、明記する形です。

2点目のご質問ですが、現行の施行規則でいいますと、全文を添付していませんので、規定されてないものは使用できないと考えています。

事務局 これをもって限定できるかというご質問だったと思います。今回このように規則を改正することで、周知をさせていただき、これまで以上に徹底をさせていただくということでご理解いただけたらと思います。以上です。

小西教育長 よりそのあたりを明確にして、利用者の方に周知を図っていくということです。その他どうですか。

小城委員 3条の管理者は、どなたですか。

事務局 現行ですと、生涯学習課長が管理者になります。

小城委員 この自然災害等があった場合に限っては、管理者の方が臨時に休館するというのは、その場でタイムリーに管理者という立場で休館することができるという意味ですか。

事務局 先般大雨の際に、災害が起きてからは、間違いなく、休館という形になるのですが、自然の家 やさかがあるところに関しましては、レッドゾーン区域になっていますので、アクセスする道路だけではなく、その周辺も危ないということになりますので、事前に気象情報から危険ということでしたら、また、危機管理監からの情報も併せて、こちらの方で判断させていただいて、安全第一、利用の方だけでなく、職員の方の安全を確保する必要があります。そのために休館させていただくことはあろうかと思えます。以上です。

小西教育長 参考に聞きたいですが、今年度の8月末ぐらいまでの利用状況等の資料をお持ちでしたら紹介をしていただけたらと思います。

事務局 利用の正確なものは、持ち合わせていません。

小西教育長 その他、ありませんか。それでは質疑なしと認めます。これによって、質疑の方を終結をいたします。本件を採決をいたします。本件は原案の通り可決することに異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第16号 大竹市教育委員会公印規則の一部改正について

小西教育長 日程第3「議案第16号 大竹市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和4年度まで、学校給食費を私会計で管理しており、学校給食費に係る出納管理を大竹市給食センター長の印で行っていました。

令和5年度から、公会計で管理することになりましたので、大竹市給食センター長の印が不要となるため、当該印を廃止するものです。

この時期の提案となったのは、令和5年7月12日をもって、令和4年度の出納管理が完了したためです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員一同 なし。
小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。
本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。
委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第17号 大竹市立学校職員健康管理システム実施要綱の一部改正について

小西教育長 日程第4「議案第17号 大竹市立学校職員健康管理システム実施要綱の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 この要綱は、大竹市立学校職員の健康確保のための措置や、過重労働による健康障害防止のための措置として、別に定めた「大竹市立学校職員衛生管理要綱」と併せて定めたものです。

この度、中央労働災害防止協会において、「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」の見直しが行われたことに伴い、一部改定するものです。

別記様式第2号を「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」から「疲労蓄積度自己診断チェックリスト」に名称を改めるため、第3条第1項及び第2項中の「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」から「労働者」を削除します。

次に、変更点を説明します。チェックリストの名称から労働者を削除します。

チェック項目「11. へとへとだ」に★1の注記を追加いたします。また、チェック項目14を追加します。自覚症状の評価の点数は、I 0～4点を0～2点に、II 5～10点を3～7点に、III 11～20点を8～14点に、IV 21点以上を15点以上に、それぞれ改めます。

チェック項目1は、「1か月の時間外労働」について問う設問でしたが、「1か月の勤務時間」について問う設問に改め、それに伴い、回答欄についても、「ない又は適当」から「適当」に改めます。チェック項目4についていた★1を★2に、チェック項目7についていた★2を★3に改めます。また、チェック項目8から13までを追加します。

勤務の状況の評価の点数は、B 1～2点を1～5点に、C 3～5点を6～11点に、D 6点以上を12点以上に、それぞれ改めます。

「仕事による負担度」を、「疲労蓄積度」に変更いたします。また、4. 疲労蓄積予防のための対策中、下線を引いてある箇所ですが、変更前、「上司や産業医等に相談して、勤務の状況を改善するように努力してください。」を、「勤務の状況を改善するよう上司や産業医等に相談してください。」に改めます。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

市川委員 疲労蓄積度自己診断チェックリストですが、労働者のという文言を外した理由を教えてください、

事務局 これは、中央労働災害防止協会が変更した様式で、こちらが意図的に変更し

たものではありません。

小西教育長　　その他ありませんか。

小城委員　　これは、基本的に自己診断になっていると思いますが、自己診断ということは自分で判断して、それぞれチェックして合計点を出して、個人の裁量で改善不可能な項目については相談してくださいということですが、相談先とかは明確になってるのか。ということと、自己診断をすることによって、何がどう改善されていくのか、どのように考えてこれを使用するのか説明してください。

事務局　　年度初めに学校長宛に“教職員の健康管理の推進について”ということで通知を出していて、その中で大竹市立学校教育学校職員健康管理システム実施要綱に基づいて教職員の健康管理に努めることや長時間労働によって、疲労の蓄積や健康上の不安などがある場合は、健康管理医による面接指導を受けるため、校長に申し出るようお願いしています。チェックリストによって点数が悪かった場合、校長に面談を申し出て欲しいということを周知するよう通知を出しています。毎年ストレスチェックを行っていますが、こちらの方は公立学校共済組合が1年に1回しか行っていませんが、このチェックリストを使用することで簡単に手軽にいつでも、自分の事を計ることができるということで、皆様にお示ししています。

小城委員　　この自己診断チェックリストは、いつでも必要と思ったときにはチェックして、校長先生なりに相談することができるということですか。点数が例えば一番の4の15点以上とかになった場合は、とても疲れてる方だと思いますが、そういった方をどのように改善するかというのは、校長先生の判断か、そこは自己診断で、ちょっと休みたいから、こんな点数になっています。ということがあった場合は、どのように対応されますか。

事務局　　疲労蓄積度の自己診断チェックリストですので、先生方が、ご自身の体調についてどんな状況かをまずはチェックして、点数が高くなったときには、校長に相談をすることになると思います。校長の方で本人と話をして、本人が休みを取りたいということになれば、状況によるとは思うのですが、まずはお医者さんに診ていただき、アドバイスをいただいた後にどれくらいの休みを取った方がいいかというようなことを相談することになると思います。以上です。

中田委員　　このチェックリストは、申し出によるチェックリストということは、個人の自由でいつでもできるという感じだと思いますが、おそらく本当に疲労が蓄積されている方は、もうこのチェックリストを活用するということも通り過ぎているのではないかと感じました。ストレスチェックは年に一度、皆さんが絶対にするものと理解しているのですが、この自己診断チェックリストというものもある程度、自己申告ではなく、ストレスチェックは年1回ですが、疲労度は、一学期、二学期、三学期などと、年に3回簡単にできるものであれば、先生方でしていただいて、校長先生や、管理職の方が集めたものをチェックして、ある程度把握することも大事なのではないかと思いました。おそらく自己申告によるチェックリストであれば、活用されにくいのではないかと感じますので、できれば各学校の判断にもよるでしょうが、管理職、校長先生、教頭先生がこれをやりま

しょうという呼びかけがあってもいいのではないかと思います。

市川委員 参考までに、廿日市の方は、もう5年ぐらい前から自己診断チェックをしているのですが、自分が管理職のときには、勝手に出すというのもまとまらないので20日の期間を決めて、年2回か3回行っていたと思います。それで、あくまでも自己診断ですから、こちらからそれを見て判断することになりますが、本音としては、ひとりひとりの自己診断のチェック度の甘い辛いがありますので、それだけでなく、こちらからひとりひとりの先生への声かけなどをして、対話しながら状況を見ていくというのが、すごく大切になってくると思えました。それともうひとつは、何回も同じチェックリストだと、マンネリ化しやすいので、鮮度のあるチェックリストを工夫しながらしていくのも必要になると思いました。

小西教育長 今、教職員の働き方改革は大きな課題になっています。また、学校の方には管理職が日々教職員の勤務時間及び、勤務状況について把握するように、指示しています。また、自己申告の面談等の機会があるので、そういう場も利用しながら、実際にこういうチェックリストを使って、管理職の方が指導できるのではないかと思います。どちらにしてもしっかりと、学校と連携を図りながら教職員の健康を考えていきたいと思っています。やはり教育効果を上げるということは、子どもたちにとって一番の教材である教職員が健康で元気でなければ、その教育目標は達成できないのではないかと思いますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。その他ありますか。

池田委員 4番の中に「上司や産業医等に相談してください」とありますが、以前は勤務の状況を改善するよう努力してくださいとなっていました。この違いがすごくいいなと思えました。旧チェックリストだと、「上司や産業医に相談して、自分自身が努力してください」みたいな形になっていたのが「相談してください」あとは、医師の判断や上司がしっかりと聞き取りをして、改善していくという様に「その本人の意識も、上司の意識も変えていきなさい」ということなのかと。これはすごく大切なことだと思えました。

小西教育長 その辺りはしっかりと現場にも啓発していきたいと思っています。他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第21号 大竹市地区体育委員の委嘱について

小西教育長 日程第5「報告第21号 大竹市地区体育委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市地区体育委員は、健康で明るい生活と、地区住民の親睦を図るため地

区ぐるみでスポーツ・レクリエーションを楽しみ、推進していくことを目的として、大竹市地区体育委員に関する規程第2条に基づき教育委員会が委嘱することとなっていて、各自治会から原則男女1名ずつを選出していただいています。地区体育委員の任期は、大竹市地区体育委員に関する規程第5条第1項の規定により2年。令和5年7月1日から令和7年6月30日までを委嘱期間としています。本報告については、大竹市地区体育委員の任期満了に伴い、大竹市地区体育委員に関する規程第2条に基づき、新たに委嘱を行った大竹市地区体育委員について、本来であれば議案として提出の上、ご審議いただくべきところですが、大竹市地区体育委員は、各自治会からの推薦に基づき委嘱していて、当該推薦は、各自治会の総会において当年度の役員の新体制が承認され次第、各自治会から行われるため、任期満了に伴う新任の委員の委嘱について、本会においてご審議いただく暇がなかったことから、緊急やむを得ないものとして、教育長において専決的に処理させていただいたものです。この度、委嘱した委員については、表のとおりです。内訳は、

大竹地区	男性22名・女性10名の計32名
小方地区	男性18名・女性11名の計29名
玖波地区	男性11名・女性9名の計20名
木野・川手地区	男性10名・女性2名の計12名
栗谷地区	男性5名・女性3名の計8名

合計60地区の自治会から101名の推薦があり、委嘱していて、このうち、30地区42名の方が新任となります。

地区体育委員の具体的な活動ですが、市民健康づくり大会などの地域の体育事業への声掛け及び当日の運営スタッフなどを行っていただいています。

また、毎年地区体育委員の皆さんに集まっていただき、スポーツ活動などの研修会も実施しています。この研修内容は、地区体育委員の役割についての座学やニュースポーツの実技研修などを実施していて、地域間交流の一環として、地区体育委員同士で情報共有の場としても活用していただいています。

地区体育委員の皆様には、引き続き大竹市の社会体育及び地域のスポーツの推進役としてご活躍いただきたいと思っています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1ついいですか。第4条で定数は各自治会男女各1名とありますが、定数上何人ぐらい足りてないでしょうか。

事務局 単純計算で、地区数が69地区で、人数的には138名ということになります。37名程度足りないことになります。地区によっては、推薦をお願いしたところ、「うちの地区からは、出せません」ということが実態としてあって、全ての地区、また男女1名ずつということもハードルが高い状況になっていますので、今後、この仕組みで続けていくのかどうかというところが大きな課題となっていて、そのあたりの検討もしているところです。

小城委員 分かればいいのですが、平均年齢はどのくらいですか。

事務局 自治会の方に推薦をお願いする際に、年齢を伺っていませんので、はっきりと

はわかりませんが、中には非常に若い方もいらっしゃいますが、自治会の方の高齢化もあり、年齢的には高くなっているという印象です。

池田委員 男女1名ずつではなくても、各地区から1名ずつは出てるという様に思いましたが、先ほどの説明では、難しい地区があると言われたと思いますが、男女を出すのが難しいということであって、各地区とも1名ずつは、すべて出ているということでしょうか、それとも全く出ていない地区もあるということですか。

事務局 地区そのものが、推薦自体がもうできないところもあります。

小西教育長 今後、仕組み等を検討していく必要があるのではないかと思います。担当の方でもしっかり協議をして頂きたいと思います。その他ありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和5年第7回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 10時31分】

.....